

## ◎障害者自動車運転免許取得費の助成

障がいをお持ちの人が自動車運転免許を取得される場合に、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

### ◎対象

- 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、初めて自動車運転免許を取得する場合で、山口県公安委員会が行う運転免許適性相談に合格した人（内部機能障がいの場合は、医師が支障なしと認めた人）
- 自動車運転免許を持っていた人で、身体障害者手帳を交付された後に運転免許適性相談により限定条件が追加された人

◎助成額 免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な

経費）の2分の1の額（1人あたり10万円が限度）

### ◎申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳、運転免許適性相談を受けたことの証明書または運転免許証の写し（内部機能障がいの場合は、障害者自動車運転免許取得費助成事業に係る医学的意見書）、印判

◎申請期間 運転免許取得前または取得後6か月以内

### ◎申請方法

高齢障害課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し提出

## ◎身体障害者用自動車改造費の助成

身体に障がいをお持ちの人が所有し、運転する自動車の操向装置または駆動装置の改造費を助成します。

### ◎対象

身体障害者手帳を持っている人で、上肢機能、下肢機能または体幹機能のいずれかに2級以上の障がいがある人（所得制限あり）

◎助成額 1件あたり10万円を限度  
※1車両1回限りです。

### ◎申請に必要なもの

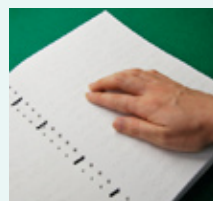
身体障害者手帳、運転免許証、見積書、印判

### ◎申請方法

高齢障害課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し提出

### 点字版・録音テープ版「障がい福祉のしおり」の貸出

視覚障がいを持っている人に対して、「障がい福祉のしおり」の点字版や録音テープの貸出しを、高齢障害課または山陽総合事務所市民窓口課で行っています。ぜひ、ご利用ください。



▲点字版



▲録音テープ版